重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための
代替医師確保支援事業の補助対象等について

（１）事業概要

重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）における医師の勤務･生活環境を改善して、支援区域への派遣の納得感や支援区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、支 援区域で新たに勤務する医師を増やし、支援区域の医師の離職を減らすため、土日の代替医 師確保への支援を行う。

（２）補助対象者

支援区域において、医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関（保険診療を主とする医療機関）。

※　県による採択後、徳島県医療対策協議会及び徳島県保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関が対象。

（３）補助基準額等

基 準 額：60,000 円 × 延日数（日直、宿直数）
対象経費：土日祝日の代替医師の雇上にかかる経費
補 助 率：1/2

（４）補足

・ 夜間休日診療を行うための、土曜日・日曜日・祝日の宿日直を行う代替医師（非常勤）が対象。
・ 令和７年度より常勤医の日当直回数が減少した分を対象とする。
・ 「医師派遣元医療機関支援事業」を活用している（支援区域に医師を派遣している）医療機関も本事業の対象となる。
※ただし、自院の医師を土日代替医師として派遣している一方で、他病院から別の医師を土日代替医師として受け入れているような場合は対象外。
（この場合も、他病院から受け入れる医師が自院において不足する特定診療科の代替医師であれば、対象とすることが可能。）
・ １医療機関において、申請できるのは「１当直帯あたり１人分まで」とする。
・ フルタイムで日直・宿直を実施していない場合は、勤務時間に応じて、回数を按分すること。

（例）日直が 8:00～18:00（10 時間）、宿直が 18:00～翌 8:00（14 時間）の勤務体系の時

○フルタイムで宿日直した場合
→ 60,000円 × ２回 ＝ 120,000円

○日直分は13:00から5時間だけ行い、宿直はフルタイムで勤務した場合
→ （60,000円 × １回 × 5h/10h）＋（60,000円 × １回） ＝ 90,000円